

✚ 貨物概要

関税率表第 12.12 項には、直接又は間接を問わず、主として食用に供する、他の項に該当しない、その他の植物性生産品が分類されます。

第 1212.99 号-2（統計番号 1212.99-990）に分類される主なものは以下のとおりです。なお、植物の部分によっては、他の項に分類されるものがあります。

品 名	内 容
エゾウコギ	エゾウコギの葉を乾燥したもの（健康茶）
オリーブの仁	オリーブの種子の殻を除いた仁を乾燥したもの（製葉用）
花粉	蜜蜂が集めた花粉（健康食品）
甜茶	バラ科キイチゴ属の RUBASU SUAUISSIMUS の葉を砕いたもの
ギムネマシルベスタの葉	ガガイモ科の低木 GYMNEMA SYLVESTER. R. BR の葉を乾燥したもの（健康茶用等）
グァバの葉	グァバの葉を乾燥したもの（健康茶）
さとうもろこし	さとうもろこしの茎を加熱乾燥し、チップ状にしたもの（リジン製造用）
すいかの仁	すいかの種子を乾燥し、殻を除いたもの（あんの原料）
たらの種子	木本の豆科植物の完熟種子（食品添加物）
たらのめ	ウコギ科の落葉小高木のたらのきの芽を塩蔵したもの（食用）
杜仲の葉	杜仲の葉を乾燥したもの（健康茶）
なすの花の実（子房）	なすの花の子房と花柄部分を塩蔵したもの（惣菜等の装飾に使用）
ハイビスカスの花	ハイビスカスの花（がく付き）を乾燥したもの（サラダ等に使用）
葉鶏頭の種子	葉鶏頭の種子を乾燥し、粉末にしたもの（製葉原料）
バナバ茶	オーバナサルスベリの葉を乾燥したもの（健康茶）



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と

異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）